

令和6年度山梨県環境整備センター安全管理委員会（臨時）議事録

（通算第46回）

日 時：令和6年7月23日（火）午後19時30分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	小林 明
北杜市市民環境部長	三井 喜巳
北杜市明野総合支所長	小澤 茂
北杜市環境課長	櫻井 義文
上神取地区長	遠藤 健勝
御領平地区長	渡部 一司
浅尾新田地区長	長田 憲一
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
中込地区長	清水 英雄
浅尾原地区長	福田 晋（代理出席）
山梨大学名誉教授	坂本 康
東京海上ディーアール(株)主席研究員	杉山 憲子
明星大学教授	宮脇 健太郎
山梨県環境・エネルギー部次長	保坂 一郎
山梨県環境・エネルギー部環境整備課長	中川 直美
山梨県中北林務環境事務所長	末木 洋一
山梨県環境整備事業団副理事長	桐林 雅樹（事務局兼務）
山梨県環境整備事業団事務局長	新津 利恭（ 〃 ）

○事務局

山梨県環境整備事業団管理係長	川口 佳佑
----------------	-------

○欠席

下神取地区長	辻 雅樹
東光地区長	佐藤 剛宣

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 山梨県環境整備センターについて（安全管理委員会〔臨時〕資料）（環境・エネルギー部環境整備課）
- ⑥ 資料1 調査結果（PFOS・PFOA）
- ⑦ 資料2 維持管理積立金の積み立てに係る資金について

<司会>

よろしくお願いいたします。

本日の出席ですが、本来ですと、ここで自己紹介をしていただくのですが、時間の都合上、今日、配布させていただいております席次表をもって、代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の臨時の安全管理委員会は、県からの提起を受けまして、開催することいたしました。議事に入ります前に、山梨県から、皆様にご挨拶申し上げます。

<委員(山梨県)>

本日はお忙しい中、また大変お疲れのところ、夜分にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、県からの申し入れに基づき、臨時の安全管理委員会を開催していただきましたことについて、委員長をはじめ、委員の皆様には、重ねて御礼申し上げます。

また、地元の皆様には、環境整備センターの建設から今日に至るまで、県の廃棄物行政に多大なるご理解とご協力を賜り、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、環境整備事業団が維持管理を行っている環境整備センターにつきましては、昨年度ご説明しましたとおり、依然として浸出水が排水基準の2項目に適合していないため、当初予定していた令和6年度末までに維持管理を終了することができず、地元の皆様には多大なるご心配をお掛けしておりますことに、お詫び申し上げます。

さらに、先月、皆様にご報告しましたとおり、新たな課題となっている有機フッ素化合物の PFOS・PFOA につきましても、地元の皆様には、ご心配をお掛けしております。

PFOS 等に関しましては、後ほど、本日の一つ目の議題として、改めて詳細な説明をさせていただきます。

また、本年2月の住民説明会において、令和7年度以降の環境整備センターの人員体制の変更案についてご説明させていただいたところですが、県職員の派遣継続などについてのご質問・ご意見をいただきました。

県職員の派遣については、同じく2月に、安全管理委員会の地元代表委員の皆様からも、派遣継続の申し入れをいただきました。

これらに対する県としての考えは、二つ目の議題の方で御説明申し上げますが、環境整備センターに対する県のスタンスについて、この場をお借りして、改めて皆様にお伝えしたいと存じます。

一つ目は、明野処分場は産業界・市町村と連携する中で、県が計画し、県が地元の皆様にお願ひし、地元の皆様の苦渋のご決断をいただく中で、県が建設した施設であること。

二つ目は、PFOS等、現行の基準にない新たな課題であっても、県としてしっかり向き合っていく必要があること。

従いまして、環境整備センターは、計画及び建設の経緯から環境整備事業団が管理しておりますが、県が最後まで責任をもって維持管理を行っていく施設であります。

この基本姿勢に立って、私どもは住民の方々の健康、周辺環境の保全を第一に、今後とも適切に対応して参ります。

本日の安全管理委員会ならびに来週の住民説明会は、この基本姿勢に立って、説明をさせていただきます。

最後になりますが、来週の住民説明会を開催させていただくに当たり、区長・地区長の皆様には、御多忙にもかかわらず、開催の周知にもご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日は、どうぞよろしくお願い致します。

#### <司会>

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきます。

お配りした資料を上から順に、まず、A4のホッチキス留めで一綴りになっています「次第」、「席次表」、「安全管理委員会設置要綱」、「委員名簿」、これが一綴りの資料となっております。

次に、A3横長のホッチキス留めで一綴りになっています資料が2つあり、一つは「山梨県環境整備センターについて(安全管理委員会〔臨時〕資料)」の見出しから始まる両面資料で、1ページから7ページとなっています。

また、もう一つは、別添資料としまして、A3の資料2枚をホッチキス留めで一綴りにしており、資料1として「調査結果(PFOS・PFOA)」、資料2として「維持管理積立金の積み立てに係る資金について」をお配りしています。

資料は以上となりますが、不足等がありましたら、事務局までお知らせ願います。

大丈夫でしょうか。

Web参加委員につきましては、メールでお送りさせていただいておりますが、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

議事に入る前にすいません。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただくようお願いを申し上げます。

当委員会は安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長に議長をお願いしたいと思います。

#### <議長>

よろしくお願いします。それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

地元の委員の方は、毎年ほとんど交代されるので、お初にお目にかかりますけど、よろしくお願いいたします。

それでは、もう夜ですので、議事が円滑に進められますようにご協力お願い致します。

それから、先ほど県からのお話がありましたけど、皆さんから前回、出して頂いた要望書についても、ほぼ回答に当たるもののお話がありましたし、それについて住民説明会があるというので、一応この場ではっきりしなかったような方は、住民説明会でもお答えいただけるものと思っております。

それでは、お手元の次第によりまして、議事を進めていきます。

議事のうち、PFOS等の調査結果について、山梨県環境整備課からよろしくお願いします。

#### <委員(山梨県)>

どうぞよろしくお願いいたします。説明の方は着座にて失礼いたします。

議題1の説明に入ります前に、新たに本年度より区長様になられ、安全管理委員会に初めてご出席される方もいらっしゃるかと思いますので、繰り返しになり恐縮でございますが、現在のセンターの維持管理の状況について、改めて、ご説明させていただきます。

資料「山梨県環境整備センターについて」の左側の1ページをご覧ください。

センターにつきましては、県・市町村・産業界の出資により設立された環境整備事業団が、維持管理業務を行っております。

ご承知のとおり、センターは、平成24年12月に、2度目の漏水検知システムの異常検知が発生したことから、以後、廃棄物の受け入れを停止し、現在は、埋立地の廃棄物の層を通過した雨水を集め、排水基準に適合するよう処理を行った後、河川に放流しております。

処分場の概要を、2ページ目の上段にあります、図1により簡単にご説明させていただきます。

埋立地は、安全性を確保するため、コンクリート貯留構造物で埋立地の保全を図るとともに、埋立地の内側の全面には、遮水のためのベントナイト混合土に二重遮水シートを加え、万が一の水漏れをチェックできる漏水検知システムを設置した施設となっています。その埋立地の中は、廃棄物の層と土砂の層をサンドイッチのようにして、産業廃棄物を埋め立てています。現在の埋立地は、最上部への最終覆土の工事が完了した状態となっております。

この埋立地に降った雨は、埋立地にしみ込み、徐々に廃棄物の層を通過していきます。

廃棄物層を通った水を、「浸出水」と言いますが、浸出水は、処分場の底面に設置した浸出水集排水管により集められ、埋立地を出て、浸出水処理施設へと送られます。

処理施設では、浸出水を、排水基準に適合するまで処理し、河川に放流しております。

1ページの4つ目のマルの部分の説明となりますが、センターは、最終覆土から10年間、維持管理を行う間に、浸出水のすべての項目が排水基準に適合し、令和6年度末までに維持管理を終了できると見込んでおりました。

しかし、2ページの図2のグラフにありますとおり、浸出水に含まれる、溶解性マンガン含有量と、ほう素及びその化合物の2項目が、赤色の点線で示す公害防止協定で定める排水基準に、適合しない状況です。

グラフを見ていただくと、2つの項目とも、多少の変動はありつつも、確実に数値が下がっておりますが、未だ、排水基準に適合する状態には達しておりません。

維持管理を終了するには、2年間にわたって、排水基準に適合する必要がありますが、現時点では、その目処は立っておりません。

このため、来年度以降も、浸出水の処理を継続し、センターの維持管理を行っていく必要がございます。

なお、排水基準を満たしていない2項目については、浸出水処理施設で、排水基準に適合するよう処理をした後に、処理後の水を放流しており、グラフの青色の点線が示すように、放流水は排水基準を満たしております。

以上、本日の議題の説明に入ります前に、センターの現在の維持管理につきまして、簡単にご説明させていただきました。

では、議題1のPFOS等の調査結果について、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

最近、ニュースなどで、PFOSやPFOAといった言葉を耳にされることがあるかと思います。

資料右側に、PFOS等の基本情報を記載してございます。

環境省の資料を参考に、私どもで作成した資料ですが、PFOS等は、これまで幅広い用途で使われておりました。

既に国内での製造や輸入は禁止されていますが、分解しにくいなどの性質により、世界中に広く残留しているとの報告があります。

また、人の健康への影響は未だわかっておらず、国内でもPFOS等を要因とする人への健康被害は、確認されておられません。

PFOS等は、近年、社会問題となっている有機フッ素化合物のことで、法令上、最終処分場の排水基準には定めのない項目です。

従いまして、センターでは、これまでPFOS等の調査を実施しておりませんし、全国の処分場でも調査はなされていない状況でございます。

一方、水道水や河川水、地下水について、国は、PFOSとPFOAを合わせた指針値として、50ng/Lと定めていますが、近年、水道水や地下水などで指針値を超えるPFOS等が検出されたと報道されることも多くなりましたので、耳にされる機会も増えていることと思います。

聞き慣れない単位かと思いますが、ngとは、1gの10億分の1gです。

なお、指針値は、人の健康への影響がないとされる濃度として、安全側に立って設定されているものですが、PFOS等については、わからない点も多く、国では、現在、水道水におけるPFOS等の目標値などについて、専門家会議を設置して検討を行っているところです。

県内では、PFOS等が問題となるような状況は確認されていませんが、他県では、河川水や地下水などから指針値を超えて検出されたとの報告があること、さらには、これも他県の例ですが、産業廃棄物最終処分場の周辺河川で指針値を超過して検出され、その要因の一つとして産業廃棄物最終処分場が挙げられていることもございます。

こうしたことから、公共関与の最終処分場であるセンターについて、例え排水基準はなくとも、県として、調査を実施すべきと判断し、本年5月に調査を開始しました。

調査結果は、別冊の資料1に基づき説明させていただきます。

繰り返しになりますが、最終処分場の排水基準はございませんので、浸出水や放流水の水質を評価することはできませんが、センターからの放流水に起因して、周辺の河川水や地下水から、PFOS等が、国の指針値を上回るようなことが、万一あった場合は、処分場周辺の生活環境に影響を及ぼしているおそれがあるため、県として、しっかりと対応していかなければなりません。

そこで、現状把握をする必要があると考え、先ず、5月10日にセンターの浸出水の水質調査を実施しました。

資料の右側の図、センターの敷地全体を示した図を、ご覧ください。

10日の調査の結果は、小さい字での記載となり恐縮ですが、5月23日に採水した浸出水の320ng/Lの下のところ、黒字のカッコ書きで記載してございます。

10日に採水した浸出水からPFOS等が280ng/L検出されたため、5月23日に、浸出水に加え、放流水、更に、事業団が、センターで水質調査を実施している敷地内の観測井戸や防災調整池の水質調査を実施しました。

5月23日に実施した水質調査の結果は、図に示すとおりですが、国の指針値が適用される河川や地下水を示す青色の地点では、記載した結果のとおり、全て指針値の 50ng/Lを下回っていることが確認されました。

一方、比較すべき基準値はありませんが、放流水は、53ng/Lでした。放流水とは、浸出水処理施設で処理を行った後の水です。

また、指針値の50ng/L未満ではあったものの、放流水を排水した先の防災調整池から31ng/L、及び防災調整池の南側の道路を挟んだところにある観測井戸3号から22ng/Lが検出されました。

こうしたことから、処分場の敷地の外にPFOS等の影響が及んでいるとは考えにくい状況ですが、万全を期すため、直ちにセンターの浸出水処理施設において、PFOS等の除去効果が高いとされる活性炭の交換を、事業団が実施することとしました。

さらに、地域の皆様方にご安心いただくため、念のため、事業団が周辺地域のモニタリング対象地点としている河川や地下水においても、県は、PFOS等の水質調査を実施することとし、6月6日に河川水を、11日に地下水の採水を行いました。

調査地点と結果は、資料の左側の図のとおりとなります。

【1】湯沢川上流の地点で、正確に測定できる下限値である定量下限値と同じ値で検出されましたが、その他の地点は、全て定量下限値未満でした。

また、右上の赤枠で記載のとおり、PFOS等の除去能力を強化するための活性炭の交換作業も、6月25日に完了し、7月3日に水質調査を実施したところ、活性炭処理後のPFOS等は、正確に測定できる下限値の5ng/L未満となり、活性炭による除去効果が確認されました。

現在、国は、PFOS等についての検討を進めているとのことですので、今後も、国の動向を注視する中で、センターのPFOS等については、県が責任をもって適切に対応して参ります。

説明は、以上でございます。ありがとうございます。

<議長>

ありがとうございました。

最初に、新しい方もいらっしゃるので、先ず、この処分場の話がありまして、それから議題1のPFOA・PFOSについてのご説明がありました。

この物質は、私自身もよくわからなくて、世界的にも、どの位かっているのがよくわからなくて、アメリカなんか、最近、法的なことを考えているということなのですが、活性炭でとれるというのは、確かみたいですので、法的な強制力のある基準というのは、日本国でも未だないのですが、活性炭でとれるので、とっているということだと思います。

今のご説明について、ご意見等ありますか。

<委員(地元代表)>

よろしく願いいたします。

私ども、地元の委員のみなさんは、ほとんどが4月から代わっておられる。

私は、最初から、一番最初ではないですけど、ほとんど最初から、ずっと出席させていただいています。それから、ほとんどの方が新しい方ですし、市の皆さんも、一部、新しい方もいらっしゃる。副市長

さんは、もう前からご一緒いただいている状況ですが、県の皆さんも、初めての方もいらっしゃる。異動にもよって、代わられた方もいらっしゃると思いますから、そもそもの話を、まず、お聞きをしたいのですが、この安全管理委員会は、どういう役割を担っているのか。

協定がありますけれども、その協定の中に謳われていますけど、その点について、もう一度、認識を教えてくださいたいと思います。どなたでも結構です。県の方。

<議長>

委員会の設置要綱ということでしょうか？

<委員(地元代表)>

公害防止協定ですよ。

<議長>

この委員会の設置要綱というのは、資料の中にあると思います。

その中に三つぐらい、役割を書いてあるのですが、その他項目ですが、この処分場に対する色々なことを対象としているのだと、私は思っています。

<委員(地元代表)>

議長さん、大変申し訳ないのですが、私は、今、県の新しい方たちに、安全管理委員会の認識と、これまで安全管理委員会が、どういう役割を果たしてきたかという認識でおられるのか、まず、お伺いしたいのです。

<議長>

分かりました。個人の認識を確認したいというわけですね。では、お三方ともですか。

<委員(地元代表)>

どなたでも結構です。

<委員(山梨県)>

公害防止協定を、私、4月にこちらの課の方に参りましたけれども、公害防止協定細目等も、一通り読ませていただいております。

今、手元には資料がないので、正確にお話ができるかどうか、そこは分かりませんが、この処分場を受け入れていただきました地元の、地域の生活環境を保全していくことが、一番重要でございますので、この安全管理委員会で、処分場の水質であるとか、そういったものを評価する中で、地域の生活環境の保全を図ることを目的に、まず、それを第一に、地元の皆様と、そして市の方々と、県と事業団と、しっかりと話し合いをしながら取り組んでいくということが、趣旨なのかというふうに考えております。

<委員(地元代表)>

公害防止協定の第9条に、明確に、安全管理委員会の設置という部分が謳われておりまして、改めまして申し訳ないですけど、第9条を、私、今読み上げます。

乙、これは事業団ですね。甲が山梨県、乙が環境整備事業団、そして丙が北杜市、北杜市の中には、私ども、市民も住民も入っているということになるかと思えます。

乙は、処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期するため、甲・乙・丙及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものと、ここに明確に書かれておりまして、ここで謳われているのは、この建設から始まり、今現在も運営が続いております。運営に関しては、地域住民や専門家の意見を聞くこと、そしてそのことによって安全面に万全を期すと。

この精神に基づいて、この安全管理委員会が運営されてきていることはご理解いただけますか。

<委員(山梨県)>

はい

<委員(地元代表)>

そうしましたら、この安全管理委員会が、この間、設置されて以降ですね、二度にわたります大きな事故を経て、その原因究明も含めて、安全管理委員会がどういう役割を果たしてきたのでしょうか。

<委員(山梨県)>

今おっしゃっている事故というのは、漏水検知システムの作動の2回ということによろしいでしょうか。

<委員(地元代表)>

はい

<委員(山梨県)>

原因究明を、専門家の先生のお話も聞く中で進めてきまして、それは安全管理委員会の皆様方と共有しながら、最終的には処分場の方の埋め立てはもう継続しないということで、平成25年に埋め立てを継続しないことを正式に表明したと承知しております。お答えになっているかどうか、わかりませんが。

<委員(地元代表)>

このところを、先ほど私、読み上げましたように、公害防止協定に基づいて、第9条に基づいて、この運営に関しては、ここで起きたことも含め、ここでの運営での問題点、あるいは地元としての懸念も含めて、すべて意見をここで出して協議する。その場があったからこそ、私たちは当初反対をしましたが、このセンターは、今日まで運営されてきているのです。

そして大きな事故がありました。その原因究明に関しても、同じです。

一回目もそうですけども、この安全管理委員会で全部議論して、そして、ここで皆さんが了解をして、よしとして、運営をされてきております。

特に2回目に同様の事故が起きたということで、県もちろん事業団の皆さんも、危機感を持ってこの安全委員会に臨んで、どうするのだという話の中で、私たちも様々な提案をさせていただいて、この委員会のもとに、さらに専門の方たちに入らせていただいたの委員会を別途作った。それもこの委員会で協議をして、しかも、その時の委員長さんは、私ども地元の方から、こういう先生がいらっしゃるよって紹介をさせていただいた方が委員長になられて、この安全管理委員会の下に、委員会として成立して協議をして答えを出して、その答えをこの安全管理委員会で諮って、皆さんで納得をしてやらせていただいたというふうに、私は理解しております。そのように、この安全管理委員会で、全て、この運営に関しては、議論をして答えを出してきているということの認識についてはいかがですか。

<委員(山梨県)>

只今、委員からご説明いただいたことにつきましては、私も、過去の資料を見る中で、経緯を承知しております、おっしゃられることに対して、その通りだと考えて聞いておりました。

<委員(地元代表)>

今、山梨県さんがいみじくもおっしゃいました。その経過のとおり、私は申し上げたとおり、ここの処分場の問題に関しては、発生した問題に関しては、まずこの安全委員会で議論をするというのが入り口ということで、ずっとこの間、やってきているわけですね。

じゃあ、お聞きしますけど。今回、突然ですね、PFOS、PFASの中のPFOSを、明野処分場だけターゲットにしてやられた理由を、先ほどもちょっと触れられたかもしれませんが、今申し上げている安全管理委員会が果たしてきたこれまでの役割を踏まえた上で、お答えをいただきたいと思います。

もっと言いますと、この問題をなぜ安全管理委員会へ、県で調べる前に諮っていたかかなかったのか。その点のご説明をいただきたいと思います。

<委員(山梨県)>

PFOS等につきましては、近頃、色々な報道で耳にすることも多いと思うのですがけれども、やはり、河川や地下水で超過をしているという例や、他県の産業廃棄物最終処分場で、比較的高い濃度で検出されているというような状況もございましたので、県として、そういった情報を得ている以上、先ず、公共関与の処分場でありますので、こちらのセンターで、浸出水を測定したということが、経緯でございます。

<委員(地元代表)>

この安全管理委員会という存在は、もちろん、ご承知をいただいていたわけでありますよね。

その上で、山梨県が全く、この安全管理委員会へ、そういう危険な物質が出ている可能性があることも伝えずに、先ほどのお話を聞いていると、この地元の人たちのためにやったようなニュアンスの発言をされておりましたけど、道筋が違うんじゃないですか。道筋を間違えたやり方をすれば、ありがたみはなくなりますよ。

<委員(山梨県)>

私の説明が至らなかった部分は、本当に申し訳ございませんけれども、まずは、公共関与の処分場でございますので、そこを起因として、PFOS等で周辺の河川や地下水が、国の指針値を超えるような状況があってはならないと考えておまして、まずは、状況把握から始めるということで、調査をさせていただきます。

<委員(地元代表)>

いずれにしても、申し訳ないです。これから質問をずっと続けさせていただきますけれども、まず入り口の部分で、私たち委員は、ないがしろにされた。

この間、私はずっと継続していますから。一度も欠席することなく、この安全管理委員会で議論することによって、ここの処分場の安全が確保できると。その一念のもとに、一度も休むことなく、何があっても休むことなく、ここへ出てきている人間なのです。

それなのに、その思いを持って、この安全管理委員会で議論をしてきているのに、この新たな有害物質に関して、全くこの委員会に知らされることなく。山梨県が独自に、勝手にですよ、地元から言わせれば、勝手に調査して、勝手に知事さんが発表して、明野という名前を一気にまた、山梨県の明野処分場だぞと。

私たちはやっと、事業団の皆さんの努力のもとに、あと少しで廃止までこぎ着けているこの段階で、また原点に戻ってしまったと。

この処分場ができるときに、私たちは散々、勉強して聞かされました。研究者から「水道の検査項目とか、地下水の検査項目を国が定めているもの以外に、この処分場の埋め立てたものからは、何が出てくるか分からない。そこが一番怖いのです。」と。

ところがこの間、ずっと、ついこの検査の問題が出る前までは、その心配もせずに、なんとか廃止に持っていける、その足元をこのことによって崩されたのですよ。このことによって、また明野は動揺していますよ。なんでこんなやり方したのですか。この安全管理委員会にまずかけて、問題点を議論することによって、みんな区民に伝わるのです。「何か新しい危険なものがある可能性があるよ。」と、その点について、率直に地元の人間の気持ちをどう考えているのか教えてください。

<委員(山梨県)>

地元の皆様に不快な思いをさせていたとしたら、それは本当に申し訳なかったと、お詫びするしかないと思います。

ただ、私どもも、PFOS等の問題が報道される中で、まず調査をする、その調査結果を得て、皆様にお示しして、ご安心いただけたらと思ってやっておりました。

認識の違いがあったというご指摘は真摯に受けとめたいと思います。

<議長>

私から見た感じとしては、知事からしゃべったことが、先になったから、その順番のことを言われているのですか。調査をすることではなくて、そのやり方のことですか。

<委員(地元代表)>

そうでなくて、この安全管理委員会というものの役割と、これまで担ってきた経緯を踏まえたときに、新たな有害物が出る可能性があるから、調査をしたいっていう話を、いの一番に、この安全管理委員会に諮るのが道筋じゃないですか。

私はその疑問があるから、ルールを、今申し上げているのです。

<議長>

私が言うことではないかと思えますけど、この委員会が年に2回ぐらいだから、この委員会に諮ろうとしたら、臨時の委員会でも開いて、その話をしてから調査をして欲しかったということでしょうか。

<委員(地元代表)>

はい。今回も臨時ですよ。これと同じものを開けば、何でもなかったと私は思いますね。

<議長>

その時点でどの程度のものがあるかわからなくて、この項目については、どの程度の危険性があるかもわからないと思っているんですが、その時点でも、調査をする前に、ここに諮って欲しかったということでしょうか。

<委員(地元代表)>

はい。先ほど来、経緯を申し上げますけど、ここで起きる、このセンターで起きる様々な問題に関しては、今までの経緯で、公害防止協定に基づいて、この委員会で、安全管理委員会で協議するというので、ずっとこの間、やってきている訳です。なんで、今回それをしなかったのか。要するに、説明が足りなかった部分がある云々という話をされていますけれども、私たち地元からすれば、私たちが今まで築いてきた山梨県、事業団、北杜市、そして地元の住民との信頼関係を、今回の取り組みによって、なし崩しにされたと、私は理解しています。

この安全管理委員会は、そんな委員会だったのですか。特に、この有機フッ素化合物の問題は、これから大きな広がりを見せて、国も厳しい対応をしていく、言うなれば、この処分場ができた時のダイオキシンと同じような騒ぎになる可能性のある案件なのですよ。

これを、「地元の皆さんのことを思うから、まずもって県が先にやりました。」そんなことで、私たちはとても納得できません。私の申し上げたいのは、そこです。

その認識が変わらない限り、この安全管理委員会で、このPFOS、有機フッ素化合物の問題なんか扱えないと思っています。

県の皆さんの認識が変わらない限り、この安全管理委員会っていう場が、どういう場でどういうことを議論して、どう解決を模索するのかっていう、その大事な部分の理解がされてないとするならば、PFOSの調査なんて、いくらやったって、地元の人たちは安心できませんよ、ということをお願いしたいのです。

<議長>

わかりました。この委員会の設置要綱の任務の中に、その他センターの安全管理に必要と認められること、というのがあって、それに該当するという話なんですけど、県として、その安全管理に必要と認められることに該当すると認識がなかったのかということですね。

県としては、この要綱に従ってやっていくので、センターの管理に必要と認められるということという、そういう認識がなければ、こういう会議は開かないと思うので、その認識がなかったということについては、なんらかの意見が何かあるかもしれない。

<委員(地元代表)>

はい、そもそもですね、その認識こそ、ここで合意形成するべき問題だと私は思いますよ。

その役割を、私たちはずっと果たしてきたつもりです。この委員会の中で、安全管理委員会の中で。

<議長>

分かりました。委員長としては、多分、あまりそんなに委員会を開いても、迷惑になっていると、県なり、事業団なりの認識がちょっとあったと思いますが、これからは、その都度、どんどんこういう委員会を開いて説明し、皆さんに協議をいただくという方向でやっていければと思いますが、ちょっと年2回とかでなくなるかもしれませんが、それでよろしいですか。

じゃあその点を県に答えてもらいましょうか。

ご質問は、その他、センターの安全管理に必要と認められることがこの委員会の議題なので、それについてちゃんと、今回のものも含めて、いろんなことが出てくるとは思いますけど、ちゃんとこの委員会を開くような認識かどうか、お答えください

<委員(山梨県)>

委員から、ご意見あった内容は、理解いたしました。ご指摘は、世の中で、PFOSが問題になっている、そういった状況をまず説明してから、明野処分場でPFOS等の調査が必要かということ、この安全管理委員会に諮って、それから了解を取った上で、皆様方と、それから県、市、事業団、全ての了解を取った上で、調査を実施して、その結果について、先ずこちらの安全管理委員会にご報告すべきであることが、先ほどの公害防止協定の趣旨だということで、お話は、そういう趣旨だということで、私の方は理解いたしました。

この検査につきましては、県が必要と判断して実施したものでございますので、今いただいた意見を持ち帰って、中できちんと相談させていただきたいと思っております。

<委員(地元代表)>

先ほどもこの委員会が担った役割の中で、特に第2回の委員会、遮水シートの破損の問題もそうですけど、まず冒頭、ここで議論したのです。

そして、専門家を入れて別の委員会をつくって、この委員会の下で検討してもらって、その答えは、もらった方がいいだろうということで、委員会を設けた。

でも、今から説明されるのかもしれませんが、もうすでに山梨県は委員会の設置を、もう予算まで

通しちゃっているでしょう。

じゃあ、山梨県さん、それ一旦白紙にさせていただけますか。安全管理委員会にかけてから、その議論を受けてから、検討していただく余地はないですか。

<委員(山梨県)>

最後の議題の、その他の話になると思いますけれども、資料をご覧になっての質問だと思うのですが、おっしゃった「余地があるか」というご質問に対しては、事業団の改革プランを作っていく上で、どうしても必要となると考えておりますので、検討の方を進めさせていただきたいと考えております。

<委員(地元代表)>

今の関連したことなのですが、定例県議会で、今言った第五次ですか、プランの提案をしたということですが、ここで言ってもらえれば、私たちも、話のしようがあるというか、安全管理委員会の方に、話をしてもらって、よく検討した上で、話を進めていってもらえればいいかなと。

それで、30日、県民へというか説明会がありますけれども、そんなところで今言った難しい話をしてみても、おそらく分からないという部分もあるのではないかと思います。

ですから、今、話が出たような形をとってもらえれば、私たちもこの一年間、役員をしている中で、やっぱり明野処分場は廃止でよかったなというふうになるかなと思っています。

だから、6月の定例議会の中で、もう話が決まっているみたいな形で、何度ここに来て話をしても、我々の意見が通らないじゃあ、済まないかなというふうに私も感じています。

<議長>

わかりました。何かコメントなり何かありましたらお願いします。

<委員(山梨県)>

センターの維持管理の費用は、今、埋め立て収入とか、そういった収入がございませんので、県の経営支援補助金を入れていまして、年間1億円程の維持管理費用がかかりますけれども、ほぼ全てが県からの経営支援補助金ということになります。この補助金を出していく上でも、改革プランの策定は不可欠でございますので、ご理解をいただければと考えております。

<委員(地元代表)>

それはもう県のお考えですから。

委員会を、そうやって地元の安全管理委員会っていう、これまでの歴史を作ってきている委員会は一切関係なく進めていくということであれば、それはそれで県のやられることですから、私はそれをどうのこうのと言うつもりはありません。

ただし、そこで出た答えは、この安全管理委員会の答えではないですから、安全管理委員会のルールに従っていない委員会ですから、私たちはそこで出た答えなんかを、この委員会で俎上に上げていただくことは、私は認めません。認められないです。筋道として。

だから、それはもう、県の方でご自由にやってください。そして改革プランを作って、どんどん進めてく

ださい。結構です。

でも、この安全管理委員会の意味を、もう一度よく考えてください。こここそ、大きな揉め事になってしまったものを、運用していくために、運営するために、皆さんの、山梨県、事業団、北杜市、私たちの知恵じゃないですか。

その知恵で乗り切ってきているのですよ。その辺の理解が大きく、今の皆さんが進めているやり方は欠けている、そう思います。

そんなね、地元のことを考えないようなやり方で、この問題を決着させようなんていうことは、それは無理ですよ。

あとわずかですよ。二項目。国の基準はクリアしている。でも、皆さんが作った基準をクリアできないで、皆さんがその責任を果たそうとして、まだやっていかざるを得ない状況ではないですか。

私たちは早くここが閉鎖、廃止されることを願っていますよ。安心して暮らせるようになりますから。

ところが、今度の、この問題が起きちゃったら、もう、また安心ができなくなっちゃう。また、同じ悩みを抱えながら、これから私たちは生きていくし、ここで生まれた子どもたちは影響を受けながら生きていくのですよ。

そういうところへ、特に担当の課長さん、思いを馳せてください。お金だけの問題を考えずに、思いを馳せてください。そうすれば、やり方が変わってくると。いくらでもここで解決できる問題じゃないですか。

そのことについて、回答いただきたいと思います。

<議長>

コメントできますか。お願いします。

<委員(山梨県)>

今、お話を頂いた内容については、私としては、理解は致しました。

やり方が、ということでご指摘を受けたということで、承知は致しました。

PFOSのことについてもしかりですし、これからご説明をさせていただく、明野の水質の予測ですね、その検討にあたっての会議のことについてもご指摘をいただいたということは、持ち帰って部内でしっかりと共有はさせていただきたいと思います。

ただですね、やはり、事業団の改革プランを作っていく上で、特に、これからご説明させていただく検討委員会の設置をさせていただきたいと思いますし、その結果についても、こちらでご説明をさせていただければと考えておりますので、是非、ご理解いただければというふうに考えております。

<委員(地元代表)>

改革プランを作るための材料を、その委員会の中で作り上げていくというふうに、私は受け止めました。

それはそれで、県の皆さんの考えの中で進められることですから、それは結構ですけど、私は、もう今のお話からしますと、その改革プランを新たに作るためだけの目的のために、その委員会の中で答えを出していくということだと思えます。

具体的には、廃止をいつにするかを、その委員会で答え出させるのだというふうに、私はもう理解を

しております。

でも、私は改めて申し上げますけど、本来の道筋に則って検討される委員会ではない訳ですから、改革プランだけのことを、このフッ素の問題とか、いろいろ問題もどういふふうに議論するかわかりませんが、私は、ルールを外れたこの安全管理委員会とは関係のない委員会で出た答えを、この安全管理委員会の中で議論する必要は、全く、私はないというふうに、個人的には思いますので、そのことも是非、県の上層部の皆さんにもお伝えをいただきたいと思います。

何のために安全管理委員会があるかは、私たちが、今までやってきたことが、ないがしろにされる、こんなことを認めるわけにはいきません。それだけお伝えしておきます。

<議長>

わかりました。次の議題にも関係するので、次の議題の説明に行ってもらってよろしいですか。

<委員(地元代表)>

まだ、質問してもいいですか。聞きたいことだらけなのですよ。

<議長>

県の用意している資料もあるので、それを聞いた上でいかがですか。

<議長>

では、県の方から議題2、住民説明会における質問等について……。PFOSについて、まだ聞きたいことあるのですか。はい、お願いします。

<委員(地元代表)>

先ほど来、もう一度申し上げましたけど、このPFOSの問題は、先ほどは、どこかわかりませんが、県外の処分場でしょう。そこで問題になったということですが、その処分場がどこの処分場で、いつその問題が発生して、山梨県がそれを認識したのはいつなのか教えてください。

<委員(山梨県)>

県外の処分場の方は、京都の処分場が報道されているのを、今年度把握いたしました。4月ぐらいだと記憶しております。

その報道がいつなされたのかは、すみません、今ちょっと手元に資料がないので、報道の日時はよく分からないのですけれども、私どもが認識したのは4月でございます。

<議長>

はい、では、次の質問。

<委員(地元代表)>

その報道を目にして、あるいは見聞きして、そして、山梨県の公共関与の処分場、明野だと、明野

をやるのだということなのですね。明野だけをやったことの説明を。

<委員(山梨県)>

産業廃棄物の最終処分場から、PFOS等が出るということで、報道を目にいたしまして、公共関与の産業廃棄物処分場は明野だけでございますので、調査をさせていただいたということです。

<委員(地元代表)>

PFOSが全国で問題になっているのは、まあ沖縄もそうでしょうし、さまざま米軍の基地の周りもそうでしょうし、最終処分場だけじゃないですよ。なんで最終処分場を、明野を、ターゲットにされたのですか。

<委員(山梨県)>

明野処分場が公共関与の処分場であるということと、京都の方の産業廃棄物最終処分場を起因として、公共用水域でPFOS等が、指針値を超えて検出されているという、この二つの理由からでございます。

<委員(地元代表)>

公共関与は確かに明野だけですけども、境川の処分場もありますし、もっと言えば民間の中間処理場もありますし、山梨県内にそういうPFOSの関係で心配されるところはいっぱいあるのに、なんで明野だけなんですか。

<委員(山梨県)>

県内に、最終処分場で、今、埋め立てを行っているのは民間の安定型処分場があると承知しております。管理型の産業廃棄物処分場はございません。

もう一つ、境川の処分場につきましては、一般廃棄物の埋め立てを行っているところでございますので、私どもが入手した情報は、産業廃棄物の最終処分場ということですので。

また、公共関与で、県が関与しているのは、明野ということになりますので、明野を実施いたしました。

<委員(地元代表)>

境川から出ませんか。

だって、情報として得たのが要するに、管理型の最終処分場だっていう情報、この京都も、そういう処分場ということですね。

でも、その最終処分場だけでなく、先ほど来、全国いろんなところから、この有機フッ素化合物が検出されている事例があるわけですから、なんで明野以外のそういう、例えば様々なところへの、要するに、注意喚起とか、なんで併せてやらなかったのですか。なんで、明野だけ。

なんで、こんなこと言うかっていうと、先ほども一部申し上げましたが、また、明野が、県民の皆さんに注目をされてしまう。やっと静かになった。散々もめた明野が、やっと静かになってきている。

そこへ、このことを、皆さんは良かれと思ってやったかもしれない。どのぐらい、これで、地元の皆さま

んの不安がまた再度持ち上がったか、そこへの思いついていうのは、なかったのですか。

やり方があったんじゃないですか。明野だけをターゲットにするんじゃないでなくて、他のところも、県内に。その点についていかがですか。

<委員(山梨県)>

環境・エネルギー部では、河川や地下水のPFOS調査っていうのは、広くローリング的に、調査をさせていただいております。実はですね、県内でPFOS等が、河川や地下水で、50ng/Lを超えてるところもゼロではないんですけれども、原因の究明とかをさせていただいて、スポット的なもので、原因不明ということなんです。

例えば50ng/Lという指針値がございますので、河川や公共水域で超えた場合については、周辺の調査を実施したりとかいたしますけれども、その中で、原因が不明であったということで、一般環境中の河川、地下水といったものの調査は、県では実施をして、公表はしてございます。

<委員(地元代表)>

私の質問に教えてください。

明野だけをターゲットにしてやったことによって、明野が改めてまた混乱に陥りつつある。不安が大きくなってしまった。そのことに対する答えを、それに対してどうお考えなのかの答えを、お答えをいただきたいというのが私の質問です。

<委員(山梨県)>

明野処分場の浸出水から検出されているということは事実でございます。一方で、周辺の地下水、河川水も調査をさせていただいて、周辺への影響というのは、確認できていないということと、PFOS等の除去に効果のある活性炭の交換を速やかに実施し、その効果の確認もしているということで、今、委員からご意見をいただいたようなことを、この場で、意見をいただくということは、申し訳ないですけれども、認識が至ってなかったのだろうって言われてしまえば、ご反論する言葉ございませんけれども、今、委員の方からお伺いした発言については、持ち帰りまして、きちんと内部でも共有させていただきます。

<委員(地元代表)>

山梨県さんは、いろいろお調べになって、当然やられてることだと思いますから、あえてお聞きをしたいと思うのですが、この有機フッ素化合物、今、世界的に、いろいろ動きが出始めてますけども、アメリカのEPA、環境保護庁ですね、環境保護庁が従来の警告・注意した方がいいぞという値を、従来から出してはいたんですけれども、これはですね、70ng/Lという数字だったんですけど、実は2022年に、修正されて新たな数値が出てくるんですけど、その数値ご存知ですか。

<委員(山梨県)>

22年かどうかは定かではないですが、アメリカが、厳しい数値を決定したということは承知しております。それぞれ4ng/Lと・・・

<委員(地元代表)>

違います。申し上げます。PFOSに関しては 0.02ng/L。それからPFOAについては 0.004ng/Lです。これが、生涯健康勧告値として新たに設けられました。

<委員(山梨県)>

今、お伺いした数字については、ちょっと認識がなくて申し訳ないのですが、0.02ng/Lですか、私共で、国の示している検査方法で検査しますと、今、定量下限値が、PFOSとPFOAを合わせて5ng/Lとなっていますが、これ内訳がございまして、それぞれに 2.5 が定量下限値でございまして、合計して5ということで、定量下限値が設定されていまして、今、お伺いしたその数値についてまで、私どもが、国の分析方法を採用して分析すると、分析ができない状況でございますので、ちょっとアメリカのその数値が、どのように分析しているのかというのが、同じ方法なのか、別の方法なのかよくわからないですけれども、いずれにしましても、今、下限値が高すぎる状況では、今の検査方法では、これが精一杯というふう認識をしております。

<委員(地元代表)>

日本での考え方の中で、進められていることに関しては、今おっしゃる通りかもしれませんが、アメリカは、そういう厳しいものに変えようとしている。

そして、この生涯健康勧告値は、非常に厳しいですね。これは、法的効果がないんです。それで縛られるものじゃないんです。それで今、アメリカはですね、法的に縛ることのできる規制値というのを作ろうとしていまして、その規制値は、4ng/Lで、それだけ厳しくアメリカは、やり始めてる。私、ヨーロッパの数値はまだ掌握していませんけれども、日本も、いずれ、今の両方合わせて50というものから、大きく、また検討をなささなくてはならない状況にあるというふう思ってます。

そう考えると、先ほど山梨県さんが説明してくださった調査結果ですね。これを、端的にアメリカの考え方と比べたら、いやいや、これはまた気をつけんとまずいな、という数値ということになりますから、この数値を持って、地元の人たちに、安心できますよという話ができないと思いますし、浸出水から 320 出ていて、この処分場が廃止になって、水処理がなくなった時には、今でこそ水処理があって活性炭で除去していますから、放流水の段階で 53ng/Lという数字に収まっていますけど、どうするんですか。320 をどういうふう処理をして、基準値以下に収めたり、さらに厳しくなる基準値を視野に入れながら、どういうふうに対応されるのですか。

<委員(山梨県)>

現在、国の方の動きとしましては、環境省が水道の基準を設定する・・・今、指針値として、水道水質基準とは異なるものの扱いとして設けている50ng/Lという数値をですね、水道の水質基準にする必要があるとか、あるとしたら、どういった数字が必要なのかというのを、環境省が、会議を設置しまして、今、検討をしていることは、承知をしております。

ですので、将来、これが今の指針値から、何らかの別の環境基準であるとか、水道の水質基準とか、そういったものになる可能性があるという、国の動きがあることは承知をしております。

で、もう一つ、このPFOSについては、今、最終処分場の基準にはないものですので、冒頭に申しました通り、県が責任を持って、もし、周辺的生活環境の保全に支障があるような、地下水、河川水に影響を及ぼすようなことがあってはならないということで、そこがないように、県が責任を持って対応していく物質だと考えております。

<委員(地元代表)>

重ねてですけど、このPFOSの検査に関しては、この明野処分場だけ、もちろん守備範囲があるのかもしれませんが、明野処分場だけ。一番心配されている市町村の水道への影響等を検査するという方向というのは、県の方ではどんな風に考えているのですか。

<委員(山梨県)>

申し訳ないです。先ほどの 0.02 が、国の資料の、国際動向の中に載っていて、読んでいたものですから、もう一度、質問をお願いします。すみません。

<議長>

水道についてはどうしているのか。水道水源についてですよ。

<委員(地元代表)>

私が申し上げた数値が、まあ実際のものとして、今、確認ができたということですか。

<委員(山梨県)>

そうです。国の資料の中に、国際動向ということで、USEPA の飲料水の生涯健康勧告値ということで、先ほど委員がおっしゃった数値が、記載されていることを、今、確認いたしました。

それで、すみません。もう一度、質問を、申し訳ございません。

<委員(地元代表)>

処分場だけをターゲットにされて、この問題を今、議論をされていますけれども、そもそも一番心配なのは水道水源への影響ということになる訳ですけど、水道水源の、各自治体に対して、水道水源の調査とか、そういうものをどういう風に、県は、しようとしているのでしょうか。今の時点で。

<委員(山梨県)>

水道水源の水質の保全については、申し訳ないのですが、私どものところではないんですけれども、私の承知している範囲で、ご説明をさせていただきたいと思います。

今、国はですね、各自治体の方に、水道水のPFOSの濃度について把握しているか、把握しなければ、把握するよという内容で、通知を出していると承知していますので、それに沿った動きをしていると考えておりますけれども、申し訳ないですけれども、国から通知が出ているということは承知していますが、今、現在、県でどこまで取り組みが進んでいるのか、情報収集が進んでいるのかは、ちょっと申し訳ないです。お答えすることができません。

<委員(地元代表)>

課長さんのお立場からすれば、守備範囲が違うということはわかるのですが、せっかく今日、次長さんもお見えになってますので、次長さんは、全体を見ていかなくちやならない立場にあると思いますので、その辺のお考えも教えていただきたいと思います。

<委員(山梨県)>

申し訳ないです。守備範囲ですが、環境・エネルギー部でなくて、福祉保健部の方になりますので、申し訳ございません。

<委員(地元代表)>

わかりました。

当然、冒頭の話がありました、このPFOSの影響というものを考えて、明野の地域に、その問題が影響を来してはいけないという、言うならば、先駆けた善意で、明野を取り上げたというお考えなのかもしれませんけど。私から言わせれば、重箱の隅をつついてと、申し訳ないような発言になって大変恐縮ですけど、それだけPFOSの心配をするのであれば、なんでもっと世界の情勢とか、そういうものを掌握して、そしてそういうものを持って、地元へ、この影響が出るかもしれない地元に、説得力のある話をしただけじゃないんでしょうか。

なんかこの問題を、渡りに船のように、PFOSを取り上げて、なんか違う目的のためみたいに見える部分もありますよ。

しっかりと情勢も含め、先々のことも考え、国の流れ、今言いましたね、国で指導している水道水源に関しては、指導していると・・・そういう流れも含めて、大きな問題になっていく可能性のあるものについてですね、もっとそういう面からの説得力のある話を、私は、していただかないといけないと思いますし、この安全管理委員会で、この問題が最初から提起されれば、この議論ができるのですよ。

そして、県でそれを持ち帰っていただいて、県としてのお考えの中で、対応を決めていただくこともできるし、それこそ、この安全管理委員会が求められている役割なのです。地元の人たちの声を聞く、心配の声を聞く、その上でどうやっていくことが、県並びに事業団としては適切なのか、あるいは、どう、それを受け入れて、市として、北杜市が受け入れていくのか、そういう議論を、ここでまず入り口すべきことだと思いますし、山梨県さんは、一切その点を、先ほど来の答弁の中では認めようとしません。ただただ受け止めますみたいな話ですけれども、私たちは具体的なものを求めているのです。

受け止めるのだったら、受け止めるように、分かるようにしてください。

ここをちゃんと、この安全管理委員会で議論の窓口として議論をして、次の段階に進んでいくという、そのそもその部分をもう一度、持ち帰ってよく検討してください。

そうしないと、安全管理委員会を開く意味がなくなってしまうと思います。

<議長>

これについては、たぶん住民説明会があるということですが、今日の意見もちよっと持ち帰った上でのそれなりの対応があるのではないかと、私、個人的には思っています。

他にいかがでしょうか。

PFOSについてよければ、二番目の議事に・・・こちらの方がもう少し、いろいろ話が、ご意見が出るかと思っていたのですが。

#### <委員(地元代表)>

冒頭、私、この安全管理委員会の役割等についてお話をしましたが、せっかくの機会ですから、あの事業団の皆さんにも・・・私は、この安全管理委員会は、そういう位置づけで、この間、そういう経緯を踏まえてというのは、間違っているのでしょうか・・・事業団のみなさんは、どう考えていらっしゃるのでしょうか。私の言っていることは、間違っているのでしょうか。

#### <事務局>

委員からの、ご質問でありますけれども、先ほど、委員の方で、安全管理委員会の設置要綱ということで、第九条ですか、読み上げられたところでありますが、事業団はですね、まさに、建設及び施設の運営のために作られたものでありまして、ちょうどこれを作る時にですね、この施設を作る時に、この協定の前の、市及び地元の方々との覚書というのがありまして、その覚書でですね、この安全管理委員会を設置するというので、そこらいわばスタートしているものでありますので、そういう点で言えば、委員が言われますように、元々、この処分場には、建設の前段階から、安全管理委員会というものも設置されるということが合意され、そこで地域の方々、また市の方々と、きちんと議論し、いろんなことをですね、合意を持って運営していく。

処分場の当時におきましては、当然、廃棄物の処理という、そもそもの運営もしている訳ですから、そういったもの、例えば、ちょっと具体的で、それが当たってるかどうかわかりませんですけども、一日、トラックを何台にするとかですね、そういったようなことについてもですね、きちんと、安全管理委員会の中で議論し、了解をもらっていくと、それが事業団の、いわゆる大きなところの、重要なところの、この処分場の運営のものだというふうに、考えているところであります。

そういう点で、確かに委員が言いますように、皆さんの、この関係者からの意見を聞き、合意をし、その合意に基づいて、きちんと私ども事業団が、維持管理をしていくと、そのような認識という点では、同じ認識を持っているかというふうに思っているところであります。

すいません、ちょっと長くなっちゃいましたけど、以上であります。

#### <委員(地元代表)>

より具体的に、あの私の聞き方がちょっと抽象的な聞き方になった部分があって、大変ご説明いただいてありがたいのですが、具体的に私の方で申し上げたいのは、この安全管理委員会っていうのは、この明野処分場のこと全般に関して、関係者が議論する唯一の場所だって、私はずっと思ってきてますけれども、その点について、事業団の皆様、どういうふうに受け止めていらっしゃるのでしょうか。

#### <事務局>

先ほど、その前に、今回の議題で言えば、その他に入っているところの、委員会というところで、先ほど若干の議論があったところでありますが、そういった議論は議論といたしまして、それぞれのところの

方々が、それぞれの勉強をする場を作られるというのは、それぞれかと思っております。

例えば、地元の委員さんにおいても、私ども事業団ですとか、県とか、あるいは市さんとは関係ないところでですね、勉強会を作るとか、あるいは、市においても、一つ、そういう地元・地域問題ということで、何らかの勉強会を作られるとかですね、それは、それぞれの方々の考え方というふうに考えておまして、先ほど言いました、地元及び北杜市、それから県・・・私ども事業団は、それを受ける形になるんですが、それはそれとしても、その三者がですね、きちんと議論をして合意するという場ということであれば、ここは唯一の場だというふうに考えております。以上です。

<委員(地元代表)>

申し訳ないですけど、北杜市さんにもその点をお聞きしたいんですけども、もう具体的な点で、先ほど来申し上げていますように、この処分場の様々な事柄、運営に関する事柄について、関係者はいろんな意見の方がいらっしゃるんですけど、その関係者が議論して、一つの合意形成する場所っていうのは、私は、この安全管理委員会だけだっていうふうに申し上げて、今もそういうふうな認識のご意見いただいたんですけど、北杜市さんは、この安全管理委員会を、今、私が申し上げた部分で、どういふふうを受け止めていらっしゃるのでしょうか。教えていただけますか。

<議長>

どなたか回答いただけますでしょうか。

<委員(北杜市)>

市といたしましても、唯一かどうかは分かりませんが、最も重要な、安全管理委員会というのが、最も重要なポジションを占めているというふうに考えております。

<議長>

はい、よろしいでしょうか。ちょっと私手違いで。

ここまでの議論について、Web 参加のお二方の委員から、何か発言ありますか。

<委員(学識経験者)>

数値の件でよろしいですか。

委員会の運営については、お話伺って、経緯は理解したところですけど、今回、測定されたPFOSとPFOAの件で、合計値で出されているんですけど、どちらがどのくらいの数値だったかということが、原因のですね、どんなものが元の原因だったのかということにもつながるところかと思っていて、ちょっと事前に見せていただいた資料にも、合計値しか記載がなかったのも、もし分かればですね、そのあたりの中身の、配分とかですね。PFOAが多いのではないかなと、ちょっと思っていたので、教えていただくといいかなと、よろしく願います。

<議長>

このご質問について、山梨県から願います。

<委員(山梨県)>

今、手元に検査結果を持ってないので、内訳の数値をはっきりここでお示しすることできないのですが、先生、おっしゃるように、PFOA方が、圧倒的に多いです。

<委員(学識経験者)>

わかりました。そうですね。テフロン加工の添加剤としてよく使われていると、一般的に言われていますので、そういう一般の家庭でも使うような物質ってというところもあるかなと思ったんで、質問させていただきました。ありがとうございました。

<議長>

他に何かありますか。

<委員(学識経験者)>

この活性炭交換して、その処理後に5ng/L未満になったっていうところなんですけども、元々、活性炭で処理する機能は有していたけれども、その性能を良いものに変えたことによって、こう変化したっていうことでよろしいですか。

もともとの活性炭だと、53ng/L出てしまっていたけれども、性能を違うものに変えたので5未満になったということではよろしいでしょうか。

<委員(山梨県)>

委員のおっしゃる通り、活性炭自体を新しいものに変えましたが、何か特別な活性炭というわけではございません。入れ替えを行ったということです。

<委員(学識経験者)>

そうすると、また、この活性炭も飽和って言うのですか、飽和した時点で、また出てきてしまう可能性があるんで、その時にはまた交換していくっていうことを考えられてるってということですか。

<委員(山梨県)>

おっしゃる通りでございます。効果が永遠に持続するわけではございませんので、効果の確認をしながら、必要な交換を行っていくことが必要となると認識しております。

<議長>

よろしいですか。では、議題1を一旦締めさせていただきます、次の議題に。

「前回の住民説明会における質問等について」ということで、また山梨県の方からご説明をお願いします。

<委員(山梨県)>

それでは、議題の2つ目の、前回2月の住民説明会における質問などについての回答について、ご説明をさせていただきます。

資料の5ページをご覧くださいと思います。

本日、簡単にご説明をさせていただきたいと思いますが、今回、住民説明会・・・今年2月の住民説明会でいただきました質問に、来週、住民説明会もごきますので、そちらの方に、できるだけ住民の皆様方にわかりやすい説明をさせていただきたいと考えておりますので、本日、ご説明をさせていただいて、今、皆様からのご質問・ご意見等も踏まえて、また資料の修正をさせていただく中で、住民説明会に臨んでいきたいと考えておりますので、先ず始めに、そここのところを申し上げさせていただきました。

では、まず、住民の皆様からいただいたご質問の1つ目になります。

職員の派遣に関することをごきます。

2月の説明会の際に、事業団の維持管理積立金が底をつくため、来年度以降、県職員の派遣を終了し、事業団が雇用する職員がセンターの維持管理業務に当たる旨の説明をさせていただきました。

これに対し、地元の皆様から、県と地元の信頼関係のため、維持管理業務に従事する県職員の派遣を継続して欲しいとの強い要望が寄せられました。

回答について、ご説明させていただく前に、別添の資料2で・・・維持管理積立金の制度の略図が示されております。

最終処分場の埋め立て期間が終わると、収入が当然なくなりますが、その後しばらく浸出水の処理など、維持管理を継続しなければなりません。

このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というもので、最終処分場の設置者は、埋め立てを行っている期間中、埋め立て終了後の維持管理に必要な費用を、独立行政法人 環境再生保全機構に積み立てておくことが法律で義務づけられております。

積み立てるべき額については、都道府県が算定し、設置者に通知をいたしまして、設置者はその額を埋め立て期間中に積み立て、そして埋め立て終了後、積立金を取り崩して、維持管理の費用に充てることとなっております。

事業団では、維持管理積立金の残額が少なくなってきたことから、現在、維持管理積立金を充当しているのは、県から派遣している職員の手当の一部のみで、水処理施設の運転管理など、維持管理に要する経費のほとんどは、県から事業団へ交付する経営支援補助金で賄っている状況でございます。

なお、事業団に派遣されている県職員の人件費の一部に、事業団の自主財源である維持管理積立金が充当されていることの理由でございますが、公益法人等への派遣に関する法律や県の条例により、派遣元である県は、派遣職員の人件費のすべてを負担することができず、派遣先の事業団が一部を負担しなければならないことが規定されています。

また、再び、資料5ページの方にお戻りください。

前回の説明会において、県職員の派遣は、地元の皆様にとって、大変重要な問題であるとの認識を、県といたしましても、改めて強く持ちました。

また、先ほどご説明させていただきましたとおり、PFOS等の課題もごきます。

PFOS等につきましては、県が責任を持って対応して参ることは、先ほど説明したとおりですので、こうしたことから、令和7年度以降においても、センターの維持管理業務に従事している県職員の配置を継続して参りたいと考えております。

このことは、先の6月県議会の土木森林環境委員会において、浅川委員からの質問に対しても答弁したところでございます。

派遣法や事業団の自主財源の枯渇など、課題がございますが、県職員の配置を継続するために、現在、庁内関係部署等と協議・調整を行っているところでございますので、ご報告申し上げます。

次に2つ目の維持管理積立金、これも県職員の派遣に関して、前回の説明会で質問をいただいているところでございます。

県職員の派遣ができなくなるという理由に、事業団の維持管理積立金が枯渇するため、と申し上げたところ、維持管理積立金…埋め立て中に積み立てていたその積立金の原資について、ご質問をいただきました。

先ほどご説明しましたとおり、県から派遣する職員の手当の一部は、法律や県の条例により、派遣先の事業団が、支払うということが法律等で定められており、このため、派遣された県職員の人件費に充てる資金は、事業団の自主財源でなければならない、県の補助金を充てることは、法令上許されません。

そういった説明をさせていただきましたところ、そもそも、埋め立て中に積み立てていた当時の事業資金に、県の補助金が入っていたのではないかという趣旨のご質問いただくなど、維持管理積立金の原資について説明して欲しいというご意見でございました。

資料がいたり来たりで申し訳ないですが、先ほどの別紙の資料の2の方をもう一度ご覧ください。

では、実際、事業団は、どのように維持管理積立金を積み立ててきたかということですが、この資料の右側をご覧くださいいただければと思います。

事業団の決算書類の中の一つ、収支決算書でございまして、毎年度、資金の流れをまとめ、収支を明らかにする計算書類となっております。

センターが、廃棄物の受け入れを行っていたのは、平成21年度から24年度の4年間となりますが、この間、毎年1億数千万円を維持管理積立金として積み立てており、これについては各年度の表の右側になりますが、事業活動支出のところ、赤枠で囲った維持管理積立金支出の額をご覧くださいと思います。

そして、この積み立ての原資については、その右横の方の表になります。

例えば、一番上の表21年度でご説明させていただきますと、事業団の事業活動収入の方ですが、廃棄物埋め立て収入が6,154万5,000円。雑収入が1億848万2,000円。

県の補助金収入を除いた合計額は、その右欄、表の右側、緑枠のところに書いてある1億7,002万7,000円。これが、その収入となるという状況でございます。

一方、21年度の維持管理積立金支出は、赤枠のところの1億4,180万9,000円ということですので、この額を上回る収入を得ていました。

一番右のところ、不等号が書いてある、その赤い枠と、緑枠を比べていただきますと、いずれの年度も、右側の積立金資金が上回っている状況でございます。

なお維持管理積立金は、埋め立て期間中に積み立てるものであって、25年度以降は埋め立てを

行っていないことから、積み立てを行っていませんが、いずれの年度も県補助金収入を除いた事業活動収入が、維持管理積立金支出を上回っていることを、ご確認いただけるかと思えます。

資料が行ったり来たりして申し訳ございません。

また元の資料の方にお戻りください。

(2)の維持管理積立金に関することの、②の方の質問になります。

これまで維持管理積立金の積立や取り崩し状況等を踏まえた、県職員の派遣の終了の見通しについて、地元市民や市に、説明を行ってきたのかというご質問をいただいております。

毎年度、決算書を公表しておりますので、積立金の状況についても、その中に記載してはございますが、その数値を見て、県職員の派遣が、法令や条例の制約から、いずれでできなくなるということをご理解いただくことは難しいと思えます。

このため、地元の皆様に対しましては、県職員の派遣終了の見通しについて、令和年5年9月の区長様へ、そして本年2月の安全管理委員会、住民説明会で初めて、具体的に、説明をさせていただきました。

皆様方から、これまで説明がなかったとのご指摘をいただいたところであり、それは説明不足ということで、ごもっともだと思います。

今後は、地元の皆様方の視点に立って、丁寧な説明を心がけて参ります。

次に、(3)の維持管理期間に関することで、管理期間を10年とした根拠を示して欲しいとご要望いただきました。

維持管理期間については、県は、山梨県環境整備事業団改革プランを、4年を基本に策定しております。改革プランは事業団の経営改善、安定した運営のために不可欠なものであり、平成29年3月に第三次プランを公表。令和3年3月に第四次プランを公表ということで、ここで、この三次、四次で維持管理期間を10年と見込むということを明記してございます。

これに基づき、事業団は維持管理のコスト削減を図って参りました。

この期間の算定にあたっては、センターと同じ条件の処分場がなかったことから、環境省が平成18年に策定した最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドラインというのがございまして、この中に、環境省が実施したアンケート調査の結果がございまして、これを参考としたところで、

そのアンケートの結果は、6ページの下グラフのとおり、維持管理年数は、記載したように幅があるものの、6年から10年で終了できるとした処分場の数が、最も多かったということで、最長の10年間でセンターの維持管理期間として設定いたしました。

最後に、先ほどお話がありましたが、ちょっと関連が深いもので、その他のところの、7ページをご覧くださいと考えております。

センターは、当初見込んでおりました、管理期間10年で維持管理を終了することはできませんでした。

10年という見込みも、センターの状況に応じて設定したものではありませんでした。

ただ、埋め立て前の段階の当時としましては、現状、他県の処分場の状況を参考にするしかなかったという状況が、ご理解いただければと思います。

しかし、現在は、これまで実施してきたセンターの維持管理のデータもございまして、こうしたデー

々に基づき、客観的、学術的に、センターの維持管理に向けた、今後の見通しを検討したいと考えており、現時点では、マンガンとホウ素が、冒頭、ご説明させていただいたとおり、排水基準に適合すべき時期を見通すことができません。

また、マンガンとホウ素が、排水基準に適合するようになる時期まで、維持管理を継続していく…このことしか、現時点では申し上げられませんが、県は責任を持って、出資法人である事業団が必要な維持管理を行えるよう、経営支援を行って参ります。

県が、事業団への経営支援を継続するには、財政負担を伴うため、将来の見通しを立て、次期改革プランを策定するということが、不可欠、必要になります。

このため県は、今年度、6月の県議会において、客観的かつ学術的な見地から、浸出水の水質予測等を行うための調査検討委員会を設置するための予算を上程いたしまして、議会でご議論いただいた結果、予算は承認されております。

現在、その検討委員会を設置するための手続きを進めているところで、検討委員会には、最終処分場に高い知見を有する3名の先生を、県外の先生になりますが、招聘するとともに、センターの状況を十分に把握されている安全管理委員会の有識者の先生の3名の先生にも加わっていただいて、浸出水の水質予測、その周辺的生活環境への影響予測…こういったことを検討いただいて、答申をいただきます。

この検討委員会は公開で開催いたしますし、検討結果につきましては、安全管理委員会に報告させていただければと考えております。

県では、検討委員会での答申を踏まえ、こちらの安全管理委員会に報告をさせていただく中で、事業団の改革プランを策定して参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、2月の住民説明会でいただきました質問等について、30日の地元説明会でご回答させていただきたいと考えております。

ありがとうございました。

<議長>

ありがとうございました。

2と3と一緒に議論すると拡散しそうなので、まず2について、前回住民説明会における質問等について、これについて質問とか意見ございますか。3その他はまた後でお願いします。

<委員(地元代表)>

この安全管理委員会で、今年の2月13日に、申し入れを山梨県にしていますけれども、それに対する話が、今回の経過の中で一言もないのですけど、安全管理委員会を軽視しているということですか。

<委員(山梨県)>

申し出いただいていることは、承知しておりまして、県職員の派遣を継続していくべきということで申し入れをいただいております、それへの回答につきましては、今現在、県職員の配置を継続するというので、庁内の調整を進めているということで、回答をさせていただきました。

<委員(地元代表)>

その求めていることを、実現していきます、という回答だから、それで回答したんですということではなくて、ここの委員会の中で、こういう申し入れもするような議論をして、手続きをしているわけですよ。

だから申し訳ないけど、山梨県さん、安全管理委員会っていうものに対する理解が、これだけ話をしてみてもまだわからない。

そこが端的に現れ、どうであれ、こういう申し入れに対して、まずは、それを真摯に受けとめて、できるだけその7年以降も実行するという答えを出しました、と何で言ってくれないんですか。

そうすれば私たちも素直になれるじゃないですか。

<委員(山梨県)>

ご説明の仕方が不十分だったというご指摘でございまして、今、委員おっしゃるように、7年度以降もセンターの維持管理を継続していく必要がございまして、そのために、県職員の配置を継続していくということとした、その方法等々について庁内で調整をしておりますので、言葉足らずだということは、お詫び申し上げます。

<議長)>

委員いかがですか。

<委員(地元代表)>

もう結構です。

<議長)>

じゃあ、一応その2について…次行って…次3

<委員(地元代表)>

ちょっと待ってください。すいません。聞きたいことがあります。

先ほどの住民説明会の中で出ました、その2の維持管理、5ページですね。

維持管理積立金に関する事で、この積立金の中に、補助金以外の収入を原資として積み立ててきたのかという質問ということで、説明では、補助金を原資としてはいないというご説明をいただいたというふうに理解しておりますけれども、この積立資金に関する年度ごとの数字の中で、確かに県の補助金収入を除外して、積立金の資金の数字を算出されておりますけど、これ、ちょっと私の理解が足りないでしょうかね、事業活動収入という意味での県の補助金は、例えば21年度は227万5,000円だったということで、これ以外にも、県はかなりの金額を補助しておりますよね。

<議長)>

県の方、回答をお願いします。

<委員(山梨県)>

補助金収入は、この決算処理に基づいて表示しているものが全てと理解しておりますが、それ以外の補助金というのは何かご存知のことがありましたら、もう少し詳しく教えていただけると助かります。

ここに書いてあること全てです。

<委員(地元代表)>

人的な補助もありますよね。人的な補助もあるでしょう。人件費から含めての補助っていうのもある。

<委員(山梨県)>

県職員の派遣の費用ということでしょうか。人的費用というのは。

<委員(地元代表)>

そうしますと、決算書に基づく、今申し上げた、県が派遣職員に払っている給与というのは、補助金ではないということですね。

<委員(山梨県)>

県の派遣職員の基本給の部分ですね。これは、県から支払っていますので、ここには載ってきません。

その他、一部、例えばですが、旅費であるとか、時間外手当とかの事業団の仕事に100%由来して発生したお金は、事業団の方が払わなければならないということです。

<委員(地元代表)>

わかりました。私の聞き方がうまくなかったですね。

この21年度で言いますと、県の補助金収入 227 万 5,000 円の内訳を聞けばよかったってことだと思いますけど、これ、どういうものへ充当された、あるいはどういう目的で補助がされた金額なんですか。この 227 万 5,000 円っていうのは…。

<委員(山梨県)>

はい、こちらの方に記載されております県補助金、21年度から24年度まででございまして、こちらの補助金が、先ほど説明のありました経営支援補助金というものになりまして、その年度の事業団の損失の補填を目的とした補助金となっております。

<委員(地元代表)>

そうすると、23年度14億の赤字だったということですか。

<委員(山梨県)>

23年度の、今、話がございましたが、こちらの方がですね、左側に長期借入金の返済支出というもので、似たような数字があるかと思うんですけども、14 億 6,600 万ほどですね。こちらの返済の原資

に当てるといふ目的で補助金を交付していたといふふうな記録がございました。

<委員(地元代表)>

まあ折角の機会ですから、細かいこと聞いて悪いですけど、21年の雑収入の1億848万2,000円っていう、この雑収入っていうのはどういう類の収入なんですか。

<委員(山梨県)>

はい、こちらの方はですね、あの調べ尽くしてない部分もあって申し訳ないのですが、環境整備センターの建設期間にかかわる、建設費にかかわる消費税の還付金というふうに、理事会の方でも報告をされています。

あと一部ですね、預金の利息ですとか、利子収入ですね……そういったものが合わさったものが、1億800万というような数字となっているということで、報告されております。

<委員(地元代表)>

そうしますと、この県の補助金、今、ご説明いただいたものを除いたものが、積立金の資金として、ここへ計上されていると、欄外ですね、欄外に緑の枠で計上されているということで、県の補助金が積立の原資にはなっていないよということを、これで示したというご説明ということなんですね。

<委員(山梨県)>

はい、そのとおりでございます。

<委員(地元代表)>

よくわからないな。はい、結構です。はい、また調べます。

<委員(地元代表)>

住民説明会で、この維持管理積立金の原資がどうなっているかって質問したのは、僕ですけども、結局のところですね、平成23年度については、受け入れ収入が少ないにも関わらず、短期借入金の中から充当して積み立てたと、1億2,000万円を積み立てたということなのだけど、そうすると、今この借入金、まあ長期にしても短期にしてもですね、どうなっているのかということがちょっと知りたいのですが。それがもし残っているとすると、今収入ない中で、最終的には補助金で返済せざるを得ないという話になるかと思うんだけど、そうすると結局、同じ話になっちゃうんじゃないかなと。

補助金で、その積立金を捻出したということになっちゃうんじゃないかなと、思ったわけなんですけど、その点いかがでしょうか。

<議長>

借入金についてかな。

<委員(山梨県)>

はい、今の状況と、この当時の状況は少し違う部分はあるのですが、当時、ご存知の通り、処分場の運営がちょっとうまくいなくて、赤字というような報道がされて、すぐにそういう状態に入ってしまったんですけども、その中で、長期の借入金…こちらは金額が高額でしたので、利息も大きいということもありまして、赤字の圧縮という目的で、まずこの長期借入金の返済を行っていったという経緯がございます。

それから、短期借入金、こちらの方も、市中の銀行からお借りして、年間の運転資金、現金の方を賄っていたというところもあったんですけども、当然、これも一年間、短期ですけども、一年間借りていけば、当然利息が発生するということで、こういう見える経費を削っていくために、県からの借入れを行っていくという形に切り替えていって、今は年間の運転資金の分は、県の財政支援の一環としまして、県からの短期借入れを行いながら、やっている部分がございます。

それとは別に、経営支援補助金と申しました部分は、ちょっとわかりづらいのですが、事業団に最終的に生じる損失の補填という目的で行っておりまして、収支相償の形、支出と収入のバランスを取るような形の支援を行っているところです。

<委員(地元代表)>

回り回って、県の補助金が積立金になっているんじゃないですかってことを、僕は質問したんですけど。

<委員(山梨県)>

過去、この説明の資料の通り、こちらと、現在もですね、補助金を持って積立の過去の借入れの返済ですとか、そういった目的では行ってはおりません。

すみません。今、現在の話で申しますと、短期借入れをして、またその返済原資を、県の方から借りて返すという形を行っておりまして、これを一年間で運営しているという状態になっております。

<委員(地元代表)>

ということは、維持管理積立金は、回り回って県の補助金で精算されているってことですよ。

だって、平成23年度に短期借入で維持管理積立金を積み立てたじゃないですか。

これ、自主財源と言っとるけども、それが返しきれなくて、今に残っていて、最終的には県の補助金で精算するんですよ。違いますか。だって収入ないんでしょう。

<委員(山梨県)>

今、収入が、埋め立て収入がないので、目立った収入がほとんどない、雑収入として計上できるものしかないってことは事実でございます。

巡り巡ってというところの質問に、今、答えられてないっていうご指摘だと思うのですが、そうですね。

この積み立てをしている当時は、確かに、単年度で見えていきますと、補助金がなくても積み立てられたと。ただ、そこところに借入金が入っているので、その借入金は、今いくら残っていて、それはど

うやって返したのかっていうことになると思います。

当然、埋め立て収入は、25年度以降は入っていませんので、雑収入としてどの程度あったのかっていうのを確認していく必要があるとは思いますが、最終的に、今後ですね、大きな収入っていうのはないので、最終的に、処分場が終わりになるのがいつになるのかわからないですけども、その時に、残っているお金を精算するのは、県からの支援、補助金がなければならないので、将来的に、今もうすでにそういう状況になっているのかどうなのか、ちょっと私、そこまで細かい知識がなくて申し訳ないんですけども、最終的にそういう事態が発生したとしたら、おっしゃるようなことは起こると考えております。

#### <委員(地元代表)>

ちょっと、現状だと、そうとしか考えられないんだけど。収入ないんだから。だから結局は、説明は違っていたということ。どうですかね。

#### <委員(山梨県)>

私ども、今後も、県職員の配置を続けていくと、そのところは、そういう方向で調整を、今、しているところでございますけれども、派遣法それから県の条例がありまして、事業団の自主財源を、その派遣する職員の一部手当に充当しなければ、法律違反になってしまう。

そのところは、法律違反を犯して、県が派遣という形で、職員を置くっていうのは、今、自主財源が1千数百万円っていう残額ですので、いつかは底を尽きてしまうと。そうなる前に、別の方策、どういった方策で県職員を配置していくかっていうのを、今、精一杯、庁内で調整をさせていただいておりますので、そのところの答えをこの場でちょっとご説明させていただくことはできませんけれども、法律違反を犯さないように、きちんと整理をさせていただいて、県職員を配置していく方法を、今、検討しているところでございますので、今日のところはそれでお許しいただければと思います。

#### <委員(地元代表)>

おっしゃりたいことは、まあ分かる。分かるといえば分かるんだけど、分からないっていえば分からないんだけど。

脱法行為はしたくないんだけど、脱法行為をせざるを得ないに、近くないんでしょうかね。

#### <委員(山梨県)>

もしそう捉えられてしまったら、説明の仕方が悪かったと、申し訳なかったと言しかないのですけれども、職員を配置する方法というのは、他にもあるのじゃないかというふうに考えておきまして、県がその派遣法なり条例を違反して、職員の派遣という形は取れませんので、別の、職員を配置する方法を、考えているということでございます。

結果としては、県の職員が、引き続き管理業務を行う方向で、今、庁内調整を行っているというご説明になります。

<議長>

県の職員が、管理業務を続けるという方向というのは、確かで、それから、心配は、お金が続くのかってということもあると思うのですけど。

そんなことも抜きに、将来的にずっとって話なのか、それともお金がなくなった、みたいな話が出てきちゃうのか、その辺はどうですか。

<委員(山梨県)>

積立金からと言っていると、お金がなくなるんじゃないかっていう、ご心配かと思うのですが。維持管理積立金という自主財源は、今、1千数百万ということで、今年度末には多分1千万ぐらいになるという状況でございますので、このままいけば、当然なくなるということは事実でございます。

ただですね、その自主財源が、別に確保できるのかとかですかね。そうすれば、派遣という方法も取れますし、確保できないのだったら、別の方法で職員を配置していくという方法を、今、庁内で調整をしているところでございます。

<議長>

なるほどね、調整しているということだから。それ以上聞きようもないと思うのだけど。

<委員(地元代表)>

5ページの、先ほど山梨県さん、おっしゃっている私たちの要望を、地元の要望を受け入れて、中程にありますね。回答の第一問の回答の中ほど・・・上から3つ目の丸ですけど、アンダーラインがありますね。

令和7年度以降においても管理業務に従事している県の派遣職員、1名の配置を継続していきますと。大変ありがたい、私たちの要望を受け入れてくださった文言になっているんですけど、今、その中身の議論になると、実際問題どうなるか分からんみたいな話ですけど、ここでこういう表明をしていただいた以上、地元はこの言葉の、この字の通り受け止めますので、もう何があっても皆さんの知恵を絞っていただいて、ここに書いたことは実現しますと、私はその一言をね、ぜひ明確に言っていたかないと。これ、ここに書いて、言いましたよって。

中身は全然具体性がなくて、この言葉の実現が本当に可能なのかって、地元の人たちに聞かれても、私、どういう話だったのと聞かれても、答えようがない、今、状況にあります。

この点を踏まえて、もう一度お願いしたいと思います。

<委員(山梨県)>

はい、ご指摘、ごもっともだと思いますけれども、ここに記載した通り、令和7年度以降においても、維持管理業務に従事している県職員の派遣職員の配置を継続というのは、ここに記載した通りでございます。

このことについては、先ほども説明をさせていただきましたが、この6月の県議会の常任委員会、土木森林環境委員会の方で、浅川先生からご質問をいただきまして、これに対する答弁をさせていただいております。

委員会の議事録というものは、まだ掲載はされていませんけれども、県のホームページにも掲載されますので、そちらの方でもご確認いただくことが可能となりますので、現時点ですね、検討中というところもございまして、これ以上の説明ができないことは、本当に心苦しい限りですけれども、ここでの、この資料と、それから土木森林環境委員会での答弁を持って、その議事録を持ってですね、県がこういったお話をお約束をさせていただいたということで、ご理解を、今日のところ、いただきたいと考えております。

<議長>

アンダーラインについては、県の約束だと。お金をどうするかについては、さらに検討するとの理解でよろしいですか。

はい、県の約束なら、もう少し公文書的なものがあつたほうがいいのかとは思いますが、まあそれは結構です。

議題2についてよろしいですか。

では、その他なんですけど、今日の次第見ると、その他っていうのが議事に入ってないです。これ議題なんですか。それとも報告事項ですか。議事(1)、(2)とあるけど、普通だったら、(3)で、その他っていうのをに入れて、これはこの委員会で議論するものかどうかをはっきりすると思うのです。ここはどういう理解なのですか。

<委員(山梨県)>

この調査検討委員会の設置に関しては、県の議会の方で、ご承認をいただきましたというご報告をさせていただきたい。

<議長>

報告ではあるんだけど、事後報告になるので、意見をいただくという理解でよろしいのですか。その他については。

<委員(山梨県)>

ご意見があれば、お願いいたします。

<議長>

ということで、その他については、もともと報告という話で考えているらしいのですが、事後報告的になってしまうので、ちゃんと言うべき意見は言うておこう、言ったほうが良いと思いますので、その他についてお願いします。

<委員(地元代表)>

今のお話のように、今日の議題にはなっていないテーマということですし、もう私は、冒頭から申し上げておりますように、この検討委員会は、安全管理委員会とは全く関係のない話なので、こういうものをやっていくということで、よろしいかと思っております。

ただ一点、私、ここの表現で気になるのですけれども、丸の一番下ですね。

アンダーライン、客観的かつ学術的な見地から、浸出水の水質予測等を行う調査検討委員会を設置するため、予算案を上程し、承認されました。

これ、安全管理委員会にいらっしゃる先生たちに対して、あまり気持ちのいい文言じゃないと思えますけど。

先ほど言いました二つの漏水の時にも、2回目には、別の委員会を作りました。

でも、その時は、この安全管理委員会で議論して作ったのですよ。ということは、この安全管理委員会に出席している専門家の皆さんの意見を聞いて作ったという経過が、この安全管理委員会での経緯としてあるのです。

先ほど、この委員会の専門家の先生も3人、委員として入っていただきますよっておっしゃっているけども、ここで議論して作ってれば、そんな受け止めは、先生たちもされないと思う。

私は一緒に、ここの安全管理委員会で議論してきた専門家の先生たちに対して、なんか失礼なやり方だなというふうに感じている。感想だけ申し上げさせていただきます。

<議長>

はい、感想だそうです。他に何かご意見とかご質問とかありますか。はい、お願いします

<委員(地元代表)>

PFOSとPFOAの合計の値が、こう出ていて、さっき、専門家の先生からどっちが多いんだっていう話では、PFOAが圧倒的に多いっていうお話だったんだけど、そうした場合には、境川の方はどうなのかなと、ちょっと思ったんですが。

境川の方は、一般廃棄物なので、この資料を見る限りでは、PFOAが出やすいところじゃないかと思ったわけなんですけども、あっちの方の調査は…ここ明野なので、直接関係ないのですけども、どういう計画であるのか、もし分かっていることがあったら、教えていただきたいなと、ちょっと思いました。お願いします。

<議長>

じゃあ、お願いします。回答。

<委員(山梨県)>

境川の方は、事業主体が別になっておりまして、申し訳ないですけれども、承知はしておりません。

一般廃棄物の境川の方は、主に燃え殻の方を埋め立てておりまして、焼却することによって、通常800℃以上の焼却をしておりますので、燃え殻主体であれば、なんとも憶測でものを言ってしまうのは、いけないですけれども、もともと、PFOS、PFOAは、色々な工業製品に使われたりとか、撥水加工とか、そういったものにも使われているので、そういったものを処理した燃え殻の方には、残りにくいのかなというふうに考えております。

それ以上はちょっと申し訳ないです、わかりません。

<議長>

わかりました。よろしいですか。

私から、今、いろいろ質問があった河川とか水道とか、そういうものを全部含めたような調査結果みたいなものは、県として発表する予定はあるのですか。

<委員(山梨県)>

公共用水域の水質と、それから地下水の水質については、年度ごとに、環境・エネルギー部の別の課になりますけれども、公表を全てしております。

調査が、まだ、3年ぐらい前から始まっていると思うので、そのぐらいの期間ですけれども、結果は載せてございます。

水道につきましては、申し訳ないですけれども、調査結果を載せるとか載せないとかっていうことはちょっと私の方で承知してなくて、ごめんなさい。答えられません。

<議長>

わかりました。私の希望というか、住民説明会の時は、今あったことを含めて、できる範囲で説明していただけたらいいけど、今の話を聞いていると、いろんなものを調べて出てきましたよ、の中の一環というよりも、ここの処分場だけが目立ったような発表だったのかなと思ったりもしますので、その辺は別に、ここの処分場に関係する人だけでなく、県民全体に心配されている方もいるので、何らかの場で整理した方がいいとは思っているんですけど、住民説明会で、何らかの説明をされた方がいいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

<委員(地元代表)>

PFOA、PFOSのモニタリングの結果報告・・・毎月、私のもとに来ている調査結果ですけれども、今後、この2つの有機化合物の項目も、これに含めた検査報告が出てくるのでしょうか。

<議長>

回答をお願いします。

<委員(山梨県)>

事業団から報告されている検査結果の中に、一緒に含まれて、報告が、今後、出てくるのかということだと思うのですけれども・・・まずPFOS等の方は、県の方で調査をしているものですので、事業団のものとは違うということと、今、PFOS等の状況については、ここで一旦分かりまして、活性炭の、適宜交換をしながら維持管理をしていく計画でございますので、次のPFOS等の検査を、いつどのようという予定は、今現在はございませんで、国の動きとか、そういったものを見ながら、検討していくということになります。

<議長>

事業団の方は、どう考えているのですか。

事業団がやるって言えば、やることになるかもしれないし。

<事務局>

今、県のほうがお答えしましたけれども、PFOS等については、県で調査するというやり方になっています。

そして、事業団におきましては、協定で四十数項目、調べるものが細目の中で決まっておりますので、その中でします。そうすると、PFOS等につきましては、定期的に皆様にお知らせするという事はないということになります。

<議長>

そうすると、協定を変えろという話になってしまうのだけど。

<事務局>

事業団としては、どのような形にするかは、県で考えていただければいいのですけれども。

事業団は、先ほど言いましたように、事業団の協定の細目の中のものを測るとというのが、事業団の義務と言いますか、そうなりますので、事業団からは定期的なものは、PFOSは全く出ませんので、その点につきまして、次の、また夏に、8月に、安全管理委員会、定例の、その時に、水質の検査をまた発表し、皆様に、またご説明いたしますが、その時には、事業団の方からPFOSが出ておりませんので、数値出ておりませんので、その直近とかにあるかどうかというのは、すいませんが、県の方にお問い合わせいただくということになります。

<議長>

県の方は定期的に測ることを考えているのですか。

<委員(地元代表)> ※発言冒頭にマイクを使用しておらず、音声不明瞭

環境省の方で2020年に、水道と河川の関係は、36都道府県で、16都道府県が、去年がですよ、だから、話が出たようにですね、2020年にその関係で出てたと思いますよ。ただ、それを集めているか、こっちでやっているか、その調査を見ているかどうかだと思いますけどね。

<委員(地元代表)>

そうすると、地元の人たちに私が説明するのに、1回ここを出している、出ました。次からはどうなっているのですかって、言われた時に、もう検査ありませんと言うんじゃ、ちょっと住民も納得しないかと思えます。

ここまで報道されて、出されたものに対して、これが定期的というか、まあずっとではないかもしれませんが、ある程度の期間、このことについて調査をして、例えばですね、仮に3年間出てないと。だったらこれはもう出ないのかというようなことになりますけど、1回限りで、これで終わってしまった場

合ですと、一体何をしたんだということになるかと思いますので、これは継続するべきじゃないかと、私は思うんですけども。

その期間というのはちょっと言えませんが、また学識ある方々との中で決めていただければいいかなというふうに思います。

<議長>

山梨県さん、なにかありますか。

<委員(山梨県)>

現時点の計画では、活性炭で確実に除去できるということがわかっていますので、処分場の浸出水の処理を、活性炭を適切な頻度で交換していくことによって、担保を取っていくということで考えております。

<委員(地元代表)>

活性炭でちゃんと取れたかどうかを調べることはしなくて、定期的に変えるからいいだろうって話に聞こえましたけど。

<委員(山梨県)>

言葉足らずで、そこは申し訳ございません。

活性炭のその除去能力っていうのは確認しつつ、必要な頻度で、活性炭の交換を行っていくということで、周辺への影響もないことを担保していくということになります。

<議長>

事業団としては、協定の項目についてないけど、その他に、管理項目として、活性炭の結果を調べているということでもいいのかな。

<事務局>

私どもは、PFOSについては調べてないです。それは県です。県がやるべきということで整理されておりますので、今、県で活性炭を変えれば、もうそれで済むということのような形で回答しておりますので、事業団としてはそれに従うと言ったことになります。

<議長>

両者でちゃんと検討して、こうやって回答してもらった方がいいかな。

<事務局>

これについて、PFOSについては、すいませんが、事業団ではなく、県がするという形で、県と事業団において整理されておりますので、全て県において行うことになっております。

<議長>

事務局はその理解だけど、県はその理解かな。

<委員(山梨県)>

もう、それは、その通りです。

今、事業団から説明した通り、PFOSは処分場の基準項目でないですので、必要な管理等については、県が責任を持ってやっていくということです。

ただ、その活性炭の交換自体は、事業団の方で行わなければならないので、それは今、事務局が申しました通り、県から必要な都度変えるよう話をさせていただきまして、事業団で作業をやっていただくということになります。

<委員(地元代表)>

必要な都度という、都度を決めるのは、県だということは、活性炭の処理水の水質を測るのは、県だという理解ですか。

<委員(山梨県)>

ええ、活性炭の能力の確認は、PFOSだけに着目せずに、別の手法もございますので、そういったことで確認しながら、やっていくということになります。

<委員(地元代表)>

そもそも、この水処理をしているのは、何のためにしているのですか。この水処理は何のためにして、どうのことを思って、水処理の必要があるっていうことでやっているのですか。

それをちょっと教えてください。県の見解を。

<委員(山梨県)>

最終処分場は、排水水・・・浸出水を処理した水ですね。それが基準以下になって、放流するというのが決められていることとございますので、浸出水処理施設で、基準以下まで、放流水がなるように処理をして、放流しているということとございます。

<委員(地元代表)>

PFOSも明らかに、この処分場の中から出てきているっていうことは、もうこの数値を見れば明らかですよね。

同じ廃棄物の中から出て、片方は水処理をして、それは事業団がやります。PFOSに関しては、同じゴミの中から、廃棄物の中から出ているんだけど、これは県がやります。

これ、地元の人たちは、何を訳の分からんこと言っているだと。ここで処理するものは、処分場に埋まっている廃棄物から出る有害なものを処理するのが、地元はそれを求めているわけですよ。

それに対する心配も、ここで、安全管理委員会で申し上げているわけですよ。

何ですか、ここへ来たら、急に同じ廃棄物から出る有害物・・・片方は事業団が処理しています。片

方は県がやります。全く分からないです。

これはね、言うなれば、もう一度、その先を言いますと、先ほど別の委員が言った通りですよ。

皆さんの打ち上げたものですよ。花火を明野で、PFOSが出たよって、そうでしょう。

地元みんな、あれだけ新聞に書かれて、心配をしていますよ。その後、どうなるかなんていうことを、追っかけて発表してくのは、当然じゃないですか。

先ほど山梨県さん、おっしゃったですね。この地域の人たちの安全のために良かれと思ってやっている。

だったら、処理水の項目の中へ、みんなどうのこうのってこと言わずに入れて、発表してたらどうなんでしょうか。定期的に、かつその処理はここで、水処理を担っている活性炭の処理槽があるお陰で、320が53になっているのは明らかじゃないですか。

なんでそこで分けしなくちゃいけないのですか。

そんなことは、そんなわかりにくいことを、なさらない方がいいと思いますよ。

だから私、余計なこと言ったのですよ。このPFOSを利用しているのですか。言いたくなるのです。おかしいですよ。

<議長>

今、何か回答ありますか。

<委員(山梨県)>

今、事業団、県だというようなところで、ちょっと不信感もお持ちになってしまったということですがけれども、基準項目と基準項目でないものということで、まず分けをしている中で、PFOSは、県が主体となって、検査、調査を実施している状況で、今、進んできているということが一つ。

ただ、おっしゃるように、処分場に埋め立てた廃棄物を通して、浸出水に出てきているものですので、それは浸出水の処理施設を、適切に維持管理を、事業団ができるように、県として、しっかり責任を持ってやっていくということでございますので。

責任を、どっちがどうだって、事業団と県で押し付け合っている訳でもなく、内部の、そのお金っていうか何でしょうかね、役割分担とか、責任を、きちんとお互いに認識しながら、しっかり処分場として、周辺の生活環境への影響がないように水処理をしていくっていうことは、間違いのないことですので、誤解を招くような発言をしたことは、申し訳なく思いますけれども、PFOSについては、県が責任を持って、事業団の水処理施設を使って、生活環境保全上の支障がないように、維持管理を行って参りますということでございます。

<議長>

事業団から、何か。

<事務局>

今、県から回答があったのですがけれども、そういう一般的な回答ということよりも、私、すいません。先ほど委員に、地元委員に回答したのは、委員さんの方から、地元は納得しない、定期的に検査を、

定期的に継続し、公表すべきであるとそういう質問がありましたので、それについては、事業団は、事業団がするのは、もう協定上、決まった物質についてするということであって、それ以外については、先ほど県から回答がありましたように、県が、後は定期的に調査をし、公表するかどうかというのが、県の考え次第だという、そういうことでありまして。

先ほど、すいません。別の委員からありまして、県がやります、事業団がやります。分裂していますという意味ではなくて、まあ役割、ある意味での役割分担ということでありまして、それなので、先ほど委員が言われた、委員としては、定期的に調査し、継続すべきであるというのは、これはすいませんが、県に具体的に回答してもらおうような形で、委員さんの方からも、意見を出していただければと思います。以上であります。

#### <委員(地元代表)>

そしたら、私からお願いですけども、県の方でそれ取りまとめてやっていただきたいというふうに、この二つの調査も、県の方でやられたということであれば、まあ我々とすれば、引き続きその結果、報告を知らせなければいけないかなというふうには、住民の方々に、報告しなければいけないかなというふうに思っています。

ただ単に、ここで1回、出たようで、えらいものが出たねと、その後どうなのかって言われた時に、返事ができないので、定期的に来て、うん出てないから、またね、この報告みたいに、安心ですよって言えば、納得してくれる。

1回だけで出た、明野町で出た。それで終わっちゃったら、この先どうするのですかね。

この二つの化合物が出て、明野町だ、で終わってしまっちゃいけないかなというふうに私は思います。

ですから、県の方で、ここまで調査したのだったら、引き続き調査をお願いしたいというふうに思います。

#### <議長>

お願いということですよ。よろしいでしょうか。

#### <委員(山梨県)>

この場で、はい、します、というご回答はできませんので、予算の関係がございますので、持ち帰らせていただきます。

#### <議長>

お願いですので、お持ち帰っていただいて結構だと。

会場内、他に何かございますか。もう全体を通してでも、PFOSの話になったのでいいですけど。

#### <委員(地元代表)>

PFOSの調査を、水質を中心にやられていますけども、ご覧の通り、このPFOSの特性として、土壌に吸着しやすいというふうに見ております。

そういう内容が書かれたものを見ております。

そういう意味で言うと、あの調整池のですね、底土の検査、これはもう、必ずしなくてはならんことだと私は思いますので、今、これから定期的にも検査せざるを得ないと思いますけど、その時に、水質の検査だけでなく、底土の検査も合わせて。

河川に関しても、水質の調査だけじゃなくて、底土の調査も合わせてしていただくような視点を是非、検査項目、視点を広げていただいて、より安全であるのか、どうなのかっていう答えを、しっかりと市民の皆さんに見せていくようにしていただきたいというふうに思います。

<議長>

はい、お願いではありますけど、強いお願いだと思いますので、その方向でいけるかどうか検討いただきたいと、県の方で考えていただきたいと、県で測ることだと思いますけど、要は、お願いということなんで、持ち帰ったらいいかな。じゃ、検討してください。

やらないのだったら、何でやらないかはっきりすることを示すことだってありえますので、検討してください。

今日は、こちらの会場の委員は良さそう。

なので、もう1回、Web参加の委員に、全体としてという話で、何かありましたらお願いします。

<委員(学識経験者)>

それでは、先ほどのPFOAとPFOSの件は、また確認をしていただければというお願いと、地元の委員の方からお話にてたように、1回だけ測ってもほとんど科学的意味がないので、例えば浸出水についても、長期的にどう安定していくかっていうのはですね。季節変動とか、降水量によってどんな物質も影響を受けますので、当然、先ほど出ているマンガンとかと同じなんですけれども、そのあたり、少し丁寧に検討していただくといいかなというふうに思っています。以上です。ありがとうございました。

<議長>

ありがとうございました。次の委員、今、全体を通して結構ですので。

<委員(学識経験者)>

まったく先の委員と同じなんですけど、1回だけだと、やはり傾向もつかめないってということもあるので、やはりここは、定期的というか、複数回の検査をお願いしたいということと。

もう一点、先ほど、活性炭を変えたら出ないようになったってことは、今までは活性炭を変えていなかったわけですから、調査しなければ、定期的に交換する頻度っていうのも、今まで把握できていなかったってことは、今後も、その頻度っていうのをどういうふうに考えているのかなっていうのがあるので、やはり定期的に測っておいて、どれぐらいのスパンで、活性炭がダメになるのか、交換が必要になるのかっていうのを考えるためにも、やっぱり実施することが必要だと思っているので、前向きに、検討していただきたいと思っております。以上です。

<議長>

ありがとうございます。

事業団としては、活性炭の水処理の管理はどのようなふうに行っているのですか。お願いします。

<事務局>

すみません。現在は、PFOS関係については、測っているものについては、PFOSについては測っておりませんので、その他、当然、その先ほど言った細目規定の水質につきまして、それらの状況を見ながら、活性炭を変えていくという形で、これにつきましては、何て言いますか、今までの積み重ねの中で、どのくらいの頻度で変えていけばいいかということ、いろいろ実験する中で、今、その回数を決めていっているといった形になっております。

ですので、定期的に2ヶ月に1回変えるとか、3ヶ月に1回必ず変えるとか、そういう形ではなく、活性炭の吸着状況、それを見ながら、今回は2ヶ月のところとか、今回は3ヶ月のところというような形でやっております。また、PFOSが今度は入ってくれば、先ほど言うPFOSの、今度は状況を考えながら使用、その頻度を、どのようなふうにしていくかという検討に入るという形になります。

<議長>

わかりました。

今の私の解釈では、PFOSは、県の方で測ってくれるんだけど、その結果を受けて、活性炭の管理についてもやり方をもう1回考えるという理解でよろしいですか。

<事務局>

はい。それは、また先ほど県からのお話がありましたように、県からの助言をもらいながら、また事業団としてもそのような実行をしていきたいと、そういうふう考えています。

<議長>

ということだそうです。それでは、その他、何でも意見ございますというか。

<委員(北杜市)>

北杜市ですけれども、県の方にですね、お伺いしたいんですけども、地元委員が、最初から再三おっしゃってらっしゃるんですけども、この安全管理委員会をですね、もっと重く受け止めていただきたいと。

そして、次期改革プラン、これが言ってみれば、もういろんなことが決まっています、ここで急に出てきているわけですけども。そもそもは、やはり安全管理委員会にですね、事前に相談をして、審議をしてですね、それで、こういう専門家の先生方の委員会をつくってやっていくとか、こういうことはですね、そもそもやるべきだったと、私は思っています、非常にその点は残念です。

そこでお伺いしたいんですけども、この改革プランの主体は、県でやるのは当たり前話なんですけども、これと、今後ですね、この安全委員会と、この改革プランというのは、どのような関係で進んでいくのか、そこら辺のどこを、県の見解をお伺いしたいと思います。

<議長>

山梨県お願いします。

<委員(山梨県)>

まず、今後、近々設置する予定の6月の補正予算で設置することになる、検討委員会の検討状況については、ご報告をさせていただきます。

その結果を踏まえて、検討委員会の検討の状況も踏まえて、事業団の経営改革プランということで、その経営改善を図っていく、県の引き続き経営支援を行っていくための根拠となるものでございますので、そこはしっかり、県の方で策定をさせていただきたいと思っております。

<議長>

よろしいですか。なんかはっきりしなかったような気もしないではない。

<委員(北杜市)>

安全管理委員会へ、言ってみれば、経過報告をして、県で作っていくと、こういうスタンスですか。

私は、今までの議論を見て、それじゃ地元もですね、市としても納得できないと思っておりますけれども、そこらへんは、また県の方でも、よくお考え頂いて、対応していただければと思います。

<議長>

今は、お願いということでよろしいですか。特に回答はこの場ではないですよ。

<委員(山梨県)>

はい、持ち帰らせていただきます。申し訳ございません。

<議長>

ありがとうございました。

それでは、そろそろ締めに行きたいんですけど。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事については終了いたしました。10時を過ぎて長々とご迷惑をおかけしましたが、これで終了とさせていただきます。議長はここまでとします。お願いします。

(司会)

委員長様、円滑な議事を進行していただきましてありがとうございました。

また、各委員の皆様には、ご協力に感謝申し上げます。

また、本日、各委員さんからいただいたご意見は真摯に受け止めまして、安全管理委員会を運営して参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。

なお今年度、先ほど出ましたが、第1回の定例の安全管理委員会につきましては、後日また通知をさせていただきますが、8月29日の木曜日午後2時から、この会議室で開催予定となっております。

ので、お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、ご出席のほどよろしくお願い致します。  
また、施設見学の方も予定をしております。  
本日は長時間にわたりましてありがとうございました。